

2021年4月23日

株式会社栄光

## 【東京都・京都府】緊急事態宣言発出に際しての対応について

2021年4月23日に発出されました東京都・京都府における緊急事態宣言につきまして、当社および当社の運営する教育サービス事業については、以下の通りの対応とさせていただきます。

1. 緊急事態宣言の休業要請対象業種に当社事業は含まれていないこと、学校への休校要請が行われていないこと等を鑑み、感染拡大防止対策を徹底の上、すべての教育サービス事業について、原則として通常通り運営いたします。

2. 大型連休中に予定されていた通学型企画については、日常発生しない移動や接触が発生することが避けられないため、大変残念ながら中止とさせていただきます。対象のお客様には、個別にご連絡を差し上げます。なお、オンライン型の企画につきましては、予定通り実施させていただきます。

3. 本社部門など、テレワークが可能な部署においては、すでに在宅勤務等を導入していますが、今般の政府・自治体からの出勤職員数の削減要請を受け、在宅勤務日数の増加など、可能な限り、感染拡大防止に協力いたします。

今後とも当社はお通いの方々の学習対応にしっかりと向き合ってまいります。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。